

青森県報

第二千九百十四号

平成二十年
三月三十一日
(月曜日)

目次

告 示

国定公園の区域内の特別地域の変更	(自然保護課)	一
国定公園の特別保護地区の指定	(同)	二
国定公園の海中公園地区の指定	(同)	二
国定公園の集団施設地区の指定	(同)	二
救急病院の設置	(医療薬務課)	三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	三
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	(同)	三
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	三
道路の区域の変更	(道路課)	四
道路の供用の開始	(同)	七
公 告		
特定漁港漁場整備事業計画変更の公表	(漁港漁場整備課)	七
出先機関	(同)	七
土地改良区の定款変更の認可	(東青地民局)	八
右 同	(同上)	八
右 同	(同上)	八

告 示

示

青森県告示第二百四十八号

自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第十三条第一項の規定により下北半島国定公園の特別地域の区域を次のとおり変更するので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、変更後の特別地域の区域を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課、むつ市役所、大間町役場、東通村役場及び佐井村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更後の特別地域の区域

むつ市内国有林下北森林管理署一四林班、一五林班、一八林班、二二林班、六〇林班から八三林班まで、七五三林班から七七七林班まで、七八一林班から七八五林班まで、九七三林班、九七七林班、九八〇林班、九八二林班から九八五林班まで、一〇三一林班、一〇三二林班、一〇三六林班、一〇四〇林班から一〇四八林班まで、一〇五六林班、一〇五七林班、一〇六一林班から一〇六五林班まで、一〇七二林班から一〇七七林班まで、一〇八七林班から一〇八九林班まで、一〇九七林班から一一〇二林班まで、一一二二林班及び一一六二林班の全部並びに三林班、七林班、一三林班、一六林班から一八林班まで、二〇林班、二二林班、二四林班から二七林班まで、二九林班、三一林班、三四林班、三七林班から四三林班まで、七〇六林班、七二〇林班、七二五林班、七二九林班、七三一林班、七三三林班、七三四林班、七四六林班、七五二林班、七九〇林班、七九八林班から八〇二林班まで、八〇四林班、八〇六林班、八〇八林班、八二三林班、八二五林班、八二六林班、八二八林班から八二五林班まで、九七二林班、九七八林班、九七九林班、九八一林班、一〇四九林班、一〇五二林班から一〇五四林班まで、一〇五八林班、一〇六六林班、一〇八二林班、一〇九五林班、一一〇三林班、一一〇五林班、一一〇九林班、一一二四林班、一一一六林班から一一一八林班まで、一一二〇林班、一一二三林班、一一二九林班、一一三二林班、一一三五林班、一一三七林班、一一三八林班、一一四四林班、一一四六林班、一一四七林班、一一四九林班から一一五三林班まで、一一五九林班及び一一六四林班から一一六六林班までの各一部

むつ市大字田名部字曾利山及び脇野沢鯛島の全部並びに大畑町朝比奈岳、大畑

町薬研、大字大湊字大川守、大字大湊字大近川、川内町湯野川、脇野沢九艘泊及び脇野沢新井田の各一部

下北郡大間町大字大間字弁天の全部及び大字大間字大間平の一部

下北郡東通村大字尻屋字石倉、大字尻屋字大平、大字尻屋字尻屋崎、大字尻屋字ツボケ沢、大字尻屋字念仏間、大字尻屋字札地の内及び大字尻屋字モノミ平の各一部

下北郡佐井村内国有林下北森林管理署二二八六林班、二二九五林班、二二九六林班、二二〇〇林班、二二〇二林班から二二〇四林班まで、二二〇六林班、二二〇七林班、二二〇八林班、二二〇九林班から二二一一五林班まで及び二二一三七林班から二二一四〇林班までの全部並びに二二一四四林班、二二一四五林班、二二一七二林班、二二一八五林班、二二一九八林班、二二九九九林班、二二一〇一林班、二二一〇五林班、二二一〇八林班、二二一一〇林班、二二一一一林班、二二一一四林班から二二一六六林班まで、二二一八八林班、二二二〇〇林班、二二二〇五林班、二二二一八林班、二二二一九林班、二二二三二林班、二二二三三林班、二二二三六林班及び二二三四一林班から二二三四三林班までの各一部
下北郡佐井村大字佐井字磯谷、大字佐井字矢越、大字長後字牛滝、大字長後字長後、大字長後字長浜及び大字長後字福浦の各一部
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

二 変更後の区域図

省略

青森県告示第二百四十九号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第十四条第一項の規定により下北半島国定公園の特別地域内に次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、特別保護地区の区域を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課、むつ市役所及び佐井村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特別保護地区

むつ市内国有林下北森林管理署六三林班、九八四林班及び九八五林班の全部並び

に六四林班から七三林班まで、八二林班、八三林班、一〇五三林班及び一〇五七林班の各一部

下北郡佐井村内国有林下北森林管理署二二一四林班から二二一六林班まで、二二一八林班、二二二〇林班、二二二二五林班、二二二二八林班、二二二二九林班、二二二三二林班、二二二三六林班及び二二三四一林班から二二三四三林班までの各一部
これらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部

二 区域図

省略

青森県告示第二百五十号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十四条第一項の規定により下北半島国定公園の区域の海面内に次のとおり海中公園地区を指定するので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、海中公園地区の区域を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課、むつ市役所及び佐井村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称及び位置

名称	位置
鯛島海中公園地区	むつ市脇野沢地先海面
仏ヶ浦海中公園地区	下北郡佐井村地先海面

二 区域図

省略

青森県告示第二百五十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十九条第一項の規定により下北半島国定公園の区域内に次のとおり集団施設地区を指定するので、同条第二項におい

て準用する同法第五条第三項の規定により公示する。
なお、集団施設地区の区域を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課及びむつ市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称及び区域

名 称	区 域
薬研温泉集団施設地区	むつ市内国有林下北森林管理署一〇三九林班、一〇四〇林班、一〇四一林班、一〇四二林班、一〇四三林班、一〇四四林班、一〇四五林班、一〇四六林班、一〇四七林班、一〇四八林班、一〇四九林班、一〇五〇林班、一〇五一林班、一〇五二林班、一〇五三林班、一〇五四林班、一〇五五林班、一〇五六林班、一〇五七林班、一〇五八林班、一〇五九林班、一〇六〇林班、一〇六一林班、一〇六二林班、一〇六三林班、一〇六四林班、一〇六五林班、一〇六六林班、一〇六七林班、一〇六八林班、一〇六九林班、一〇七〇林班、一〇七一林班、一〇七二林班、一〇七三林班、一〇七四林班及び一〇七五林班から一〇七六林班までの各一部 むつ市大畑町薬研の一部

二 区域図

省略

青森県告示第二百五十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。
平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
青森市民病院	青森市勝田二丁目一四の二〇	平成二十三年三月三十一日

青森県告示第二百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より公示する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービスを行う事業所名称	所在地	指定期限
株式会社アオモリ健康企画	青森市東大野二丁目二の二	福祉用具貸与	福祉用具サポーターズ	青森市東大野二丁目三の七	平成二〇・三・七
有限会社ブライムライ	上北郡東北町字大平一の四	訪問介護	ヘルパーステーション	八戸市大字白銀二丁目三の五	平成二〇・三・六
バンドールグループ株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	訪問入浴介護	バンドールグループ株式会社	むつ市新町三二の五	二〇・三・二〇
社会福祉法人中央福祉会	青森市大字横内字若草一の二	訪問介護	訪問介護サポーターズ	青森市大字横内字若草一の二	二〇・三・二
株式会社さくら居宅支援事業所	黒石市追子野木一丁目七四の二	訪問介護	株式会社さくら居宅支援事業所	黒石市追子野木一丁目七四の二	二〇・三・七
株式会社五光	つがる市稲垣町繁田袋井一〇九	通所介護	デイサービスセンター	つがる市稲垣町繁田袋井一〇九	二〇・三・六

青森県告示第二百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道			屏風山内真部線	つがる市稲垣町福富野四の一からつがる市稲垣町繁田平一〇二九まで	前 三二・〇〇メートルから 前 九・六〇メートルまで	四・五〇メートルから 九・〇〇メートルまで	七〇三・〇〇メートル 六六二・五〇メートル	

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所名称	所在地	指定期間
有限会社ブライムライオン		上北郡東北町字大平一の一四	介護予防訪問介護	ヘルパーステーション アネステイン	八戸市大字白銀三島上二五の二	平成二〇・二・二九

青森県告示第百二十五号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。
 平成二十年三月三十一日
 青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所名称	所在地	指定期間
株式会社あおもり健康企画		青森市東大野二丁目二の一	ケアサポートあけぼの	青森市東大野二丁目三の七	平成二〇・三・二七
株式会社さくら居宅支援事業所		黒石市追子野木一丁目七四の二	株式会社さくら居宅支援事業所	黒石市追子野木一丁目七四の二	二〇・三・二七
株式会社五光		つがる市稲垣町繁田袋井一〇九の一	介護支援センター五光	つがる市稲垣町繁田袋井一〇九の一	二〇・三・一六

青森県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年四月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。
 平成二十年三月三十一日
 青森県知事 三 村 申 吾

株式会社五光	つがる市稲垣町繁田袋井一〇九の一	訪問介護	デイサービスセンター武田の湯	つがる市稲垣町繁田袋井一〇九の一	二〇・三・一六
株式会社さくら居宅支援事業所	黒石市追子野木一丁目七四の二	訪問介護	株式会社さくら居宅支援事業所	黒石市追子野木一丁目七四の二	二〇・三・二七
社会福祉法人中央福祉会	青森市大字横内字若草一の一	訪問介護	訪問介護センター	青森市大字横内字若草一の一	二〇・三・二一
エルドール株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	訪問介護	エルドール株式会社	むつ市新町三二の一五	二〇・三・二〇
株式会社あおもり健康企画	青森市東大野二丁目二の一	貸付用具	福祉用具サービスあけぼの	青森市東大野二丁目三の七	二〇・三・二七

7		6				5			4		3		2				
県		県				県			県		県		県				
道		道				道			道		道		道				
名川階上線		川原線				妙堂崎五所			弘前柏線		下派立沼崎線						
八戸市南郷区大字島守字玄能二八の一から		つがる市柏桑野木田八幡二九四まで				つがる市柏桑野木田八幡二九三まで			つがる市柏下古川鶴山八九の一から		つがる市柏桑野木田福井一〇七の六から		つがる市柏桑野木田福井一〇七の六から		つがる市柏桑野木田福井一〇七の六から		
後	前	後	前	前	後	前	前	後	前	前	後	前	前	後	前	後	
二一・三〇・三〇メートルから	一四・四二・五〇メートルまで	二二・三一・三三・六〇メートルから	二二・三三・三三・六〇メートルまで	一五・九〇・〇〇メートルまで	五一・二一・二二・四〇メートルから	五一・二一・二二・四〇メートルまで	三二・四一・四二・五〇メートルまで	二一・二六・二六・四〇メートルから	二一・二六・二六・四〇メートルまで	二一・二六・二六・四〇メートルまで	三一・三一・三一・〇〇メートルから	三一・三一・三一・〇〇メートルまで	一〇・五八・六〇メートルから	一一・一一・一一・五〇メートルから	一三・九二・二〇メートルから	三二・九二・〇〇メートルまで	
五六〇・〇〇メートル	五六〇・〇〇メートル	一六六・〇〇メートル	一六六・〇〇メートル	一八五・〇〇メートル	三、〇六六・〇〇メートル	三、〇六六・〇〇メートル	三、六一〇・〇〇メートル	一、六〇三・〇〇メートル	一、六〇三・〇〇メートル	一、六〇三・〇〇メートル	二、一六〇・八〇メートル	二、一六〇・八〇メートル	一、九二二・〇〇メートル	三、一三〇メートル	一、一〇・九〇メートル	六六二・五〇メートル	

青森県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年四月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三四〇号	八戸市南郷区大字泥障作字家ノ前一の二から八戸市南郷区大字泥障作字家ノ前一の三まで	"
県道八戸野辺地線	八戸市大字河原木字売場二の七から八戸市大字河原木字久保一の一五まで	"
県道田子十和田湖線	三戸郡田子町大字田子字風張一〇の一四から三戸郡田子町大字相米字相米三の一まで	"
県道名川階上線	八戸市南郷区大字島守字中渡六の一から八戸市南郷区大字島守字玄能二八の一まで	平成二〇・三・三一

公

告

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

14	国 道	三三二九号	五所川原市大字長富字鏡石二〇〇の二から五所川原市大字長富字二之沢添一三四まで
後	前	七・五〇メートルから七・五〇メートルまで	七・五〇メートルから七・五〇メートルまで
七・五〇メートルまで	七・五〇メートルから七・五〇メートルまで	二〇六・九〇メートル	二〇六・九〇メートル

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第十項の規定により、十三地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び西北地域農林局地域農林水産部西北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第十項の規定により、小泊地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び西北地域農林局地域農林水産部西北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、原別土地改良区の定款の変更を平成二十年三月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年三月三十一日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、大堰土地改良区の定款の変更を平成二十年三月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年三月三十一日

上北地域県民局長 北 村 収

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目 番七七号 東奥印刷株式 会社</p>	<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭</p>
--	---	---